

書評（論文紹介）：

本庄萌著[アメリカ「動物実験法」(AnimalWelfareAct)における動物実験規制の位置付け—農務省による査察の検討を中心に—]、一橋法学、19(2)、963-1019、2020.

(論文は下記 URL からダウンロードできます)

<https://hermes->

[ir.lib.hit\\_u.ac.jp/hermes/ir/re/31341/?lang=1&mode=0&opkey=R161499018710235&idx=3&chk\\_schema=1000&cate\\_schema=1000&codeno=&fc\\_val=](https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/31341/?lang=1&mode=0&opkey=R161499018710235&idx=3&chk_schema=1000&cate_schema=1000&codeno=&fc_val=)

日本の動物実験に関する法制度の基本的な枠組みは「自主管理方式」あるいは「機関管理方式」とよばれ、アメリカの制度に準じているとされている。これに対し、イギリスは「法規制方式」とよばれ、国が法律に基づき研究機関や研究者を管理しているとされている。また、アメリカ方式は、農務省による査察制度のある点が日本方式と異なるとされている。一見些細な違いに思えるが、じつは農務省の査察はまさに連邦政府（国）が動物実験の管理を行っていることに他ならない。論文を読むと日本の「自主管理方式」はアメリカのものとは似て非なるものとさえ思う。農務省の査察は AnimalWelfareAct(AWA)に基づいて、動植物衛生検査局の担当部署 AnimalCare(AC)によって行われている。マウスやラット、鳥を除くとされているため、個体数ベースでは 9 割の実験動物が除外されているが、それ以外の実験動物、すなわちイヌ、ネコ、霊長類、モルモット、ハムスター、ウサギの輸送、販売、取り扱いが対象となっており、研究施設への査察は事前通告なしに少なくとも年 1 度行われている。さらに AC を同省内の調査執行局が支援し、さらに困難な案件については法務審査局の判断に委ねられる二重三重の執行構造をとっている。そして査察の結果、AWA 違反が発見された場合は、研究施設に是正要請を行うが、尚も不備が確認されると、動物の没収、罰金、停止命令、免許剥奪の制裁が課されうるといふ。この論文は、農務省の詳細な査察制度とそれによる種々のペナルティの多くの事例、さらにはこれらの制度の歴史的な発展過程での改善内容が詳細に記されている。また、最後にこの論文の著者は「日本への示唆」として、アメリカの研究機関内動物実験委員会と農務省査察制度の二重チェックシステムを将来的に取り入れていくことにより、これまでの自主管理方式を活かしつつ、より透明性の高い精度の構築が可能になりうると述べている。著者は、一橋大学で長年、EU とアメリカの動物法の研究を行っており、動物実験に関する法的な問題を研究する数少ない貴重な法学者である。この論文は著者の EU とアメリカにおける動物実験規制の比較をおこなった博士論文の一部を本稿とし、アメリカの連邦法 AnimalWelfareAct における動物実験規制の発展経緯と運用を考察したものである。そして、専門の法知識を駆使しつつ、さらにアメリカの動物実験の状況を研究し、これまで我が国にほとんど紹介されてこなかった AWA に基づく農務省の査察精度の詳細を論じている。そこには単なる制度の説明にとどまらず、査察における多くの問題事例を取り上げ詳しく説明しており、非常に興味ある記述になっている。そして

動物実験分野の専門家を自称する筆者には到底論じきれない法的な問題を丁寧にわかりやすく記載していることから、我々に我が国の「自主管理」の問題点をも浮かび上がらせており、是非多くの方々にお読みいただき、我が国の動物実験管理制度の評価と今後のあり方を広く論じていただきたい。(2021.3.10 笠井憲雪)